

# 全日本トラック協会ニュース

## 引越事業者優良認定制度(引越安心マーク) 認定事業者を発表 制度3年目の認定事業者数は25事業者(122事業所) 総認定事業者数は、376事業者(1,964事業所)に


公益社団法人全日本トラック協会(星野良三会長)は、平成28年12月8日(木)に「引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)」の認定事業者を発表しました。

同制度は、消費者に安心・安全な引越サービスを提供する事業者の情報を提供し、引越における苦情やトラブルの防止を目指すことを目的として、一昨年度(平成26年度)創設し、引越事業者または引越事業者で構成する共通の引越サービス名称を使用するグループを認定の単位として、客観的に評価・認定しています。

制度3年目となる今年度は、引越サービス名称の単位で31事業者(132事業所)が申請し、そのうち25事業者(122事業所)が認定されました。

これにより、これまで認定された事業者と併せて12月8日現在、376事業者(1,964事業所)が「引越安心マーク事業者」として認定を受け、車両のステッカーや宣伝媒体などに「引越安心マーク」を使用することを許可されることとなります。

「引越安心マーク事業者」は、共通の引越サービス名称内のすべてのお客様からの相談等を受け付ける窓口を設置し、全日本トラック協会のお客様対応窓口である「引越安心相談窓口」と連携して約款や関係法令などに沿ったお客様対応をおこなうため、平成29年1月16日~同3月7日に全日本トラック協会が開催するお客様対応責任者研修会議に出席することが義務づけられています。



**あたりまえを、きちんと。**

- 運送は平成28年度、引越優良事業者に認定されました。

引越安心マークは(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者の証です。

詳しくは [引越安心マーク](#) で検索

本件のお問合せ先

公益社団法人 全日本トラック協会

輸送事業部 金子・大橋・竹内 TEL 03-3354-1038 (輸送事業部直通)  
総務部広報室 齋藤・大越 TEL 03-3354-1029 (総務部広報室直通)

# 平成 28 年度 引越事業者優良認定制度の概要

## 1. 平成 28 年度 引越事業者優良認定制度に係る認定状況

	申請件数 (A)	不受理件数 (B)	取下げ件数 (C)	不合格件数 (D)	認定件数 (E) A-(B+C+D)
事業者 (サービス名称)	31	6	—	—	25
事業所	132	10	—	—	122

## 2. 制度の目的（昨年通り）

最近のインターネット利用の進展等に伴い、消費者と引越サービスを提供する事業者の関係が変化してきています。これに伴い、見積りや契約に関することなどで消費者の期待に著しく反する事案が発生するなど、苦情やトラブルも多くなってきています。

このため、公益社団法人全日本トラック協会では、消費者に安全・安心な引越サービスを提供する事業者の情報を提供することにより、市場においてサービス品質により選択される環境を創出し、品質の向上を図るため、引越事業者又は引越事業者で構成する共通の引越サービス名称を使用しているグループを客観的に評価する「引越事業者優良認定制度」をスタートさせることとしました。

引越事業者優良認定制度の目的は、以下の3つを柱としています。

### (1) 安全・安心な事業者の見える化

事業者の責任を明確化し、消費者が安心して引越を委託することができる事業者を選択しやすい環境をつくる。

### (2) 引越業界全体のコンプライアンスの向上

貨物自動車運送事業法や標準引越運送約款、消費者関係法令等の遵守を誓約し、その体制が整っている事業者を認定することにより、引越業界全体のコンプライアンスの向上を目指す。

### (3) 引越における苦情やトラブルの防止

苦情やトラブルを未然に防ぐための社内教育や責任ある対応ができる体制等が整っている事業者を認定することにより、引越における苦情やトラブルの防止を目指す。

## 3. 平成 28 年度引越事業者優良認定制度のスケジュール

- ・平成 28 年 4 月 25 日(月) ～ 8 月 15 日(月) 申請書の頒布期間
- ・平成 28 年 8 月 1 日(月) ～ 8 月 15 日(月) 申請期間
- ・平成 28 年 12 月 8 日(木) 引越事業者優良認定制度 認定

#### 4. 申請資格（昨年通り）

- (1) 引越に関わる全ての事業所(営業所)に、全日本トラック協会が申請の前年から3年度以内に行った引越管理者講習を修了した者が1名以上在籍していること。
- (2) 引越に関わる全ての事業所(営業所)が、「安全性優良事業所」（Gマーク認定事業所）であることまたは「安全性優良事業所」に準ずる取扱いを行う審査基準を満たしていること。

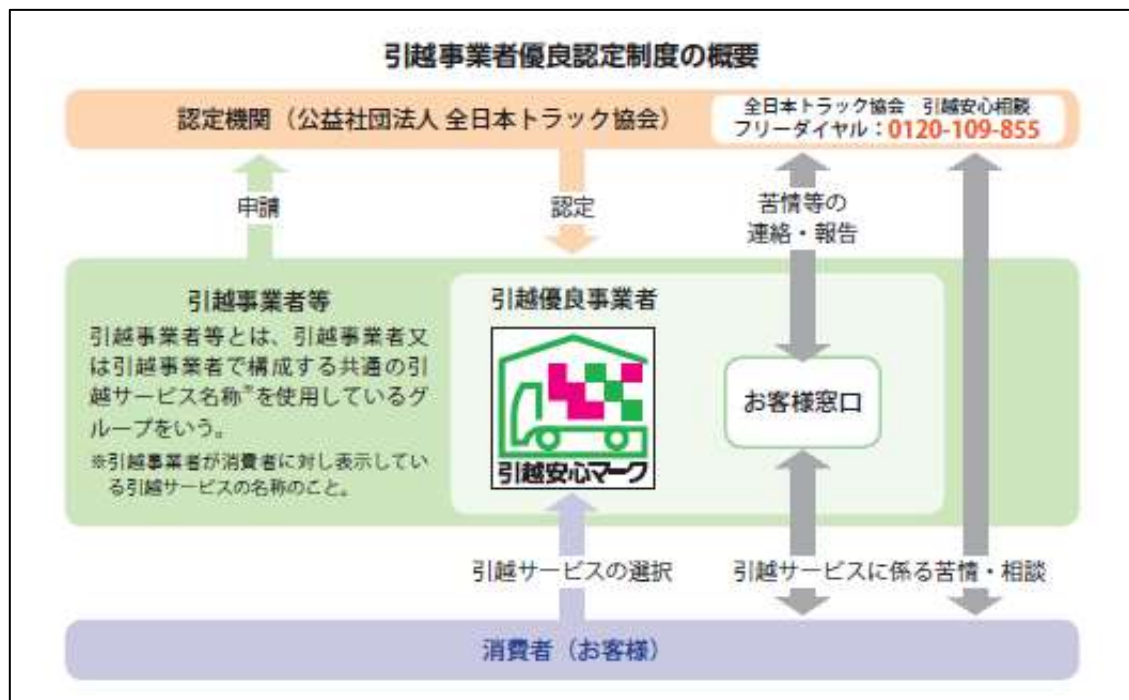
#### 5. 審査基準（（1）～（5）昨年通り）

- (1) 引越における約款を遵守していること
- (2) 苦情等に対する対応体制及び責任の所在の明確化を図っていること
- (3) 適切な従業員教育を行っていること
- (4) 適正な広告表示を行っていること
- (5) 適正な廃棄物処理等を行っていること
- (6) 適切な個人情報の取扱いを行っていること
- (7) 制度の信用を損なう行為又は信用を損なう恐れのある行為がないこと

#### 6. 引越優良事業者の有効期間

平成29年1月1日～平成31年12月31日までの3年間

※その後は、3年ごとに更新審査を行う予定



## 平成28年度認定 引越優良事業者一覧

No	申請年度	認定番号	申請を行う引越サービス名称	本社グループの名称	事業所数
1	2016	16-0397	西松浦通運株式会社	西松浦通運株式会社	3
2	2016	16-0398	スワロー引越便(スリーエス物流)	株式会社スリーエス物流	3
3	2016	16-0399	甲府日通興業株式会社	甲府日通興業株式会社	1
4	2016	16-0400	武貞物流株式会社	武貞物流株式会社	1
5	2016	16-0401	三雪運輸株式会社	三雪運輸株式会社	1
6	2016	16-0402	安いのに親切なひっこし屋さん ジョイン引越ドットコム	有限会社ジョイン引越ドットコム	1
7	2016	16-0403	株式会社日本陸送	株式会社日本陸送	1
8	2016	16-0404	丸栄ニューウェーブ株式会社	丸栄ニューウェーブ株式会社	1
9	2016	16-0405	八雲運送株式会社	八雲運送株式会社	1
10	2016	16-0406	株式会社オレンジライン	株式会社オレンジライン	1
11	2016	16-0407	仙台運送株式会社引越センター	仙台運送株式会社	1
12	2016	16-0408	セイコー引越センター	清興運輸株式会社	1
13	2016	16-0409	株式会社デリバリー	株式会社デリバリー	1
14	2016	16-0410	お引越の七福神	有限会社岩上運輸	1
15	2016	16-0411	カリツー引越センター	カリツー株式会社	1
16	2016	16-0412	信栄運輸株式会社引越センター	信栄運輸株式会社	1
17	2016	16-0413	ぎおん菊水運送株式会社	ぎおん菊水運送株式会社	1
18	2016	16-0414	株式会社引越一番	株式会社引越一番	2
19	2016	16-0415	有限会社三興運輸	有限会社三興運輸	1
20	2016	16-0416	JRC日本引越センター(尾張陸運有限会社)	尾張陸運有限会社	1
21	2016	16-0417	有限会社日本海商事	有限会社日本海商事	4
22	2016	16-0418	トナミ引越センター	トナミ運輸株式会社	8
23	2016	16-0419	引越サービス ムーブくん	マルソー株式会社	2
24	2016	16-0420	アリさんマークの引越社	株式会社引越社関東	80
25	2016	16-0421	スター引越センター	株式会社スタームービング	3

(25事業者、122事業所)